

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	単位 I	単位 II
1901		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)								
190110		育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。)								
		1第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。)								
		(1)乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	28%+799 円/kg							
111		-その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)			25%			KG
119		-その他のもの		23.8%+67 9円/kg						KG
		(2)その他のもの	28%+1,36 3円/kg							
121		-その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)			25%			KG
129		-その他のもの		23.8%+1,1 59円/kg						KG
		2その他のもの								
		(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品								
211		A砂糖を加えたもの	28%	23.8%						KG
219		Bその他のもの	25%	21.3%						KG
		(2)その他のもの								
221		A砂糖を加えたもの	24%	(24%)						KG
229		Bその他のもの	16%	13.6%						KG
190120		第19.05項のペーカリー製品製造用の混合物及び練り生地								
		1穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。)								
		(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。)								
		A乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	28%+799 円/kg							
111		-その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)			25%			KG
112		-その他のもの		23.8%+67 9円/kg						KG
		Bその他のもの	28%+1,36 3円/kg							

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特恵	暫定	日星協定	単位 I	単位 II
	116	-その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)			25%			KG
	117	-その他のもの		23.8%+1.1 59円/kg						KG
		(2)米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)								
		A米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの	(442円/kg)							
	122	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
	128	-その他のもの		*(375円/kg)			54円/kg			KG
		B米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもの	(106円/kg)							
	131	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
	139	-その他のもの		*(90円/kg)			27.40円/kg			KG
		C米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもの	(98円/kg)							
	141	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
	149	-その他のもの		*(83円/kg)			31円/kg			KG
		D米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの								
		(a)小麦でん粉を含有するもの	(158円/kg)							
	151	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
	152	-その他のもの		*(134円/kg)			34.40円/kg			KG
		(b)その他のもの	140円/kg							
		-でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの								
	156	-砂糖を加えたもの		(25%)			25%			KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	単位 I	単位 II
		A乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	35%+799円/kg							
131	-	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		(21%)			21%			KG
132	-	その他のもの		29.8%+679円/kg						KG
		Bその他のもの	35%+1,363円/kg							
136	-	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		(21%)			21%			KG
137	-	その他のもの		29.8%+1,159円/kg						KG
		(2)米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)								
		A米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの	(442円/kg)							
142	-	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
148	-	その他のもの		*(375円/kg)			54円/kg			KG
		B米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもの	(106円/kg)							
151	-	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
159	-	その他のもの		*(90円/kg)			27.40円/kg			KG
		C米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもの	(98円/kg)							
161	-	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
169	-	その他のもの		*(83円/kg)			31円/kg			KG
		D米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの								
		(a)小麦でん粉を含有するもの	(158円/kg)							

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	単位 I	単位 II
	248	--その他のもの								KG
		-その他のもの		23.8%						
	251	--米粉調製品								KG
	252	--小麦粉調製品								KG
	253	--その他のもの								KG
		B--その他のもの	16%							
	261	--小売用の容器入りにしたもの(容器とともに1個の重量が500グラム以下のものに限る。)		13.6%						KG
		-その他のもの		(16%)						
	266	--米粉調製品								KG
	267	--小麦粉調製品								KG
	269	--その他のもの								KG
1902		スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニヨッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。)及びクースクース(調製してあるかないかを問わない。)								
		パスタ(加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。)								
190211	000	卵を含有するもの	40円/kg	30円/kg						KG
190219		その他のもの								
	010	1ビーフン	32円/kg	27.20円/kg						KG
		2--その他のもの	40円/kg							
		-マカロニ及びスパゲティ		30円/kg						
	093	--スパゲッティ								KG
	094	--マカロニ								KG
		-その他のもの		34円/kg						
	092	--うどん、そうめん及びそば								KG
	099	--その他のもの								KG
190220		パスタ(詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。)								
		1砂糖を加えたもの								
		(1)ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるかつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	6%							
	111	-ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの		5.1%						KG
	119	-その他のもの		5.1%						KG
		(2)その他のもの	28%							
	191	-ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの		23.8%						KG
	199	-その他のもの		23.8%						KG
		2--その他のもの								
		(1)ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるかつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	6%							

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	単位 I	単位 II
	211	-牛の肉又はくず肉を含有するもの及びミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの		5.1%						KG
	219	-その他のもの		5.1%						KG
	(2)その他のもの		25%							
	221	-牛の肉又はくず肉を含有するもの及びミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの		21.3%						KG
	229	-その他のもの		21.3%						KG
190230		その他のパスタ								
		1砂糖を加えたもの	28%							
	110	-ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの		23.8%						KG
	190	-その他のもの		23.8%						KG
		2その他のもの	25%							
	210	-ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの		21.3%						KG
	290	-その他のもの		21.3%						KG
190240	000	クースクース	40円/kg	24円/kg	12円/kg	無税				KG
1903										
190300	000	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物(フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。)	16%	9.6%						KG
1904		穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(どうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)								
190410		穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品								
	010	1朝食用穀物調製品(米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨脹させて又はいつて得たものを除く。)	15.4%	11.5%						KG
		2米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかを単に膨脅させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品								
		(1)米のもの	(402円/kg)							
	211	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(19.2%)			19.2%			KG
	212	-その他のもの		*(341円/kg)			49円/kg			KG
		(2)小麦(ライ小麦を含む。)のもの	(100円/kg)							
	221	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(19.2%)			19.2%			KG

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	単位 I	単位 II
190420	229	-その他のもの		*(85円/kg)			26.20円/kg			KG
		(3)大麦(裸麦を含む。)のもの	(75円/kg)							
	231	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(19.2%)			19.2%			KG
	239	-その他のもの		*(64円/kg)			26.60円/kg			KG
	300	3その他のもの	19.2%	16.3%		無税				KG
190430		いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといった穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品								
	100	1朝食用穀物調製品	15.4%	11.5%						KG
		2米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品								
		(1)米のもの	(402円/kg)							
	211	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(19.2%)			19.2%			KG
	212	-その他のもの		*(341円/kg)			49円/kg			KG
		(2)小麦(ライ小麦を含む。)のもの	(100円/kg)							
	221	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(19.2%)			19.2%			KG
	229	-その他のもの		*(85円/kg)			26.20円/kg			KG
		(3)大麦(裸麦を含む。)のもの	(75円/kg)							
090	231	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(19.2%)			19.2%			KG
	239	-その他のもの		*(64円/kg)			26.60円/kg			KG
	300	3その他のもの	19.2%	16.3%		無税				KG
190430		ブルガー小麦	100円/kg							
	010	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
	090	-その他のもの		*(85円/kg)			26.20円/kg			KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	単位 I	単位 II
190490		その他のもの								
		1米のもの	(402円/kg)							
	110	*[1]米の含有量が全重量の30%以下のもの		(25%)			25%			KG
		*[2]その他のもの								
	120	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
	130	-その他のもの		*(341円/kg)			49円/kg			KG
		2小麦又はライ小麦のもの	(100円/kg)							
	210	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
	290	-その他のもの		*(85円/kg)			26.20円/kg			KG
		3大麦又は裸麦のもの	(75円/kg)							
1905	310	-政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%			KG
	390	-その他のもの		*(64円/kg)			26.60円/kg			KG
	400	4その他のもの	25%	21.3%		無税				KG
		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラーート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品								
	190510	000 クリスピープレッド	12%	9%	4.5%	無税				KG
	190520	000 ジンジャーブレッドその他これに類する物品	30%	18%	9%	無税				KG
		スイートビスケット、ワッフル及びウエハー								
	190531	000 スイートビスケット	24%	20.4%						KG
	190532	000 ワッフル及びウエハー	30%	18%	15%	無税				KG
	190540	000 ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	12%	9%	4.5%	無税				KG
190590		その他のもの								
	100	1パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)	12%	9%		無税				KG
	200	2聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラーート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	6.4%	6%		無税				KG
		3その他のもの								
		(1)砂糖を加えたもの								
	311	Aあられ、せんべいその他これらに類する米菓	40%	34%						KG
	312	Bビスケット、クッキー及びクラッカー	24%	15%						KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	単位 I	単位 II
	314	C主としてぱれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	9.6%	9%						KG
		Dその他のもの	30%		15%	無税				
	313	-ピザ(冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		24%						KG
	319	-その他のもの		25.5%						KG
		(2)その他のもの								
	321	Aあられ、せんべいその他これらに類する米菓	35%	29.8%						KG
	322	Bビスケット、クッキー及びクラッカー	20%	13%						KG
	323	C主としてぱれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	9.6%	9%						KG
	329	Dその他のもの	25%	21.3%	12.5%	無税				KG